

平成24年度

# 介護保険料が決定しました

～今年度から介護保険料が見直されました～

介護保険事業では、平成24年から26年の3年間に必要とされる介護サービス費用を算出し、保険料を決定しています。

第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料は、「本人の所得及び世帯の課税状況」に応じて所得段階が第1段階から第8段階に分けられます。

詳しくは、7月中旬にお送りする介護保険料決定通知書でご確認ください。

※お問い合わせ先

町福祉課(担当・青池) ☎32-6704

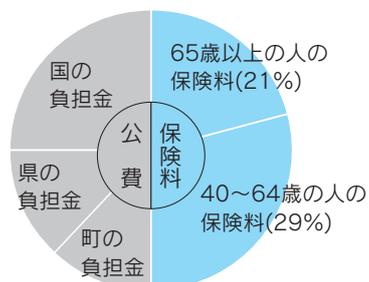
## あなたの介護保険料は？

段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金の受給者で世帯全員が住民税非課税	基準額×0.5	28,800円 (月額 2,400円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.5	28,800円 (月額 2,400円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない	基準額×0.75	43,200円 (月額 3,600円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下	基準額×0.87	50,110円 (月額 4,175円)
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人が住民税非課税で、第4段階に該当しない	基準額	57,600円 (月額 4,800円)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円未満	基準額×1.25	72,000円 (月額 6,000円)
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満	基準額×1.5	86,400円 (月額 7,200円)
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上	基準額×1.75	100,800円 (月額 8,400円)

## 介護保険料を納めましょう

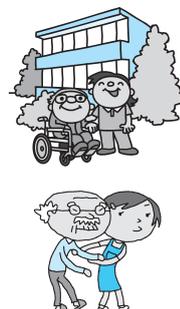
介護保険事業は、国や県、町が負担する「公費」と、皆さんが納める「介護保険料」を財源として運営されています。介護が必要になった時、安心してサービスを利用できるように、保険料は必ず納めましょう。

介護保険の財源内訳 (平成24～26年度の割合)



+

サービス利用者負担  
(原則として費用の1割)

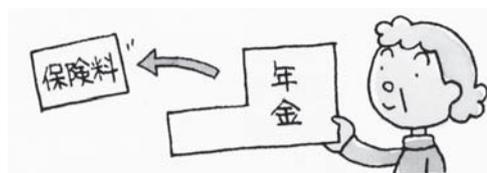


保険料の納め方は、年金の受給額によって「特別徴収」と「普通徴収」に分かれます。

### 特別徴収

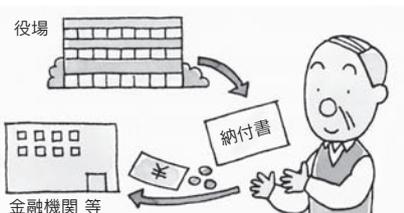
▶ 年金が年額18万円以上の方は、年金から天引きになります。

- 年金の支払い月(偶数月)に、年金から保険料を6回に分けて天引きさせていただきます。
- 天引き(特別徴収)の対象者となることが確認されてからおおむね6か月後に、保険料の天引きを開始します。



### 普通徴収

▶ 年金が年額18万円未満の方は、納付書で個別に納めます。



- 町から保険料の納付書を送付します。納付書は年8回送付し、それぞれ7月から翌年2月分に該当します。
- 金融機関または町役場出納室にて、納付期限までに納付してください。また、保険料の納付方法には、便利で確実な口座振替もありますので、ぜひご利用ください。

保険料を納めないでいると…。

保険料を滞納していると、滞納した期間に応じて次のような措置がとられます。保険料は、納め忘れのないようにしましょう。

#### 1年以上の滞納

費用の全額を利用者が一旦自己負担し、申請により後で保険給付分(費用の9割)が支払われる形となります。



#### 1年6か月以上の滞納

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部、または全部が差し止めとなります。さらに滞納が続くと、滞納していた保険料として給付費から差し引かれます。



#### 2年以上の滞納

利用者負担が1割から3割に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなります。



※災害等の特別な事情があると認められた時は、保険料の減免や徴収の猶予を受けられることがあります。納付が難しい時は、町福祉課へご相談ください。



## コミュニティバスにAEDが設置されました

■ お問い合わせ先  
町住民環境課(担当・田辺)  
☎ 32-6703



↑ AED マークが付けられたコミュニティバス



↑ 運転席後ろに設置された AED

5 月30日から、町内の3路線を走るコミュニティバスに、自動体外式除細動器(AED)が設置されました。

AEDとは、心臓発作等で心臓が突然停止した場合に、身体に電気ショックを与えることで心臓を正常な状態に戻す救命器具です。スイッチを入れると、操作手順を日本語音声で順次知らせてくれるため、一般の人でも簡単に操作することができます。

今回の設置は、町からバ

スの運行業務を委託されているレインボー観光自動車株式会社が、乗客の安全・安心を第一に考え独自に行ったもので、県内のコミュニティバスでAEDが設置されたのは、若狭町に続き2例目となります。

AEDは運転席後ろの専用ボックスに収納されています。また、バスの運転手は、今回の設置にあたり、AEDを使用した救命法についての講習を受けていますので、もしもの場合にはお声かけください。



## 興道寺廃寺周辺古代景観復元イラストを作成

■ お問い合わせ先  
町文化財室(担当・松葉)  
☎ 32-0027



↑ 興道寺廃寺周辺古代景観復元イラスト(8世紀後半をイメージ)

- ①金堂(仏像の安置場所)    ②塔    ③講堂(僧侶の修行場所)
- ④中門    ⑤南門    ⑥鍛冶工房
- ⑦古墳群    ⑧若狭湾    ⑨久々子湖

町 教育委員会では、平成14年から「興道寺廃寺」の発掘調査を進めています。同寺院は、7世紀後半から9世紀末頃まで興道寺に存在したと考えられており、これまでの発掘調査の結果、8世紀後半の再建期には、金堂や塔、講堂等を備えた本格的な寺院であったことが分かっています。また、跡地からは、仏像の毛髪部分(塑像螺髪)や古代銭貨(和同開珎等)、須恵器の蓋等が出土しています。

今回、町文化財室では、

調査結果をもとに、興道寺廃寺及びその周辺の古代景観をイメージした復元イラストを作成しました。

イラストは8世紀後半のある年の春をイメージしており、寺院再建の様子が描かれています。構図は南からの鳥瞰となっており、寺院周辺には、一般集落や条理地割の水田、古墳群等が描かれています。

なお、イラストのカラー版を、町文化財室(金山14-1・美浜南小学校隣)と町ホームページで公開しています。

# ご存知ですか？ JR小浜線利用促進助成

町では、JR小浜線の利用促進を図るため、回数乗車券を購入いただいた方や団体旅行を実施された方に対して費用の一部を助成しています。

ぜひ、このお得な助成事業をご利用ください。



## 今年度も実施！ 夏休み親子旅行助成

### 夏休み！親子で行ってらっしゃい

**対象期間** 7月1日(日)～9月30日(日)

#### 対象旅行

JR美浜駅で発行するJR切符を購入して、JR小浜線を利用した親子旅行。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、原則として助成対象となりません。

- ①親子旅行の変更・中止等により切符の払い戻し等を受けた場合
- ②各地区子ども会等の団体主催による親子旅行

#### 対象者

JR切符を購入した時点で、次のすべての条件を満たす方

- ①本町に住所を有する親子。(親子旅行には中学生以下の者が1人以上含まれていること)

※親子とは、子どもの親に限らず祖父母等3親等以内の親族を含む。

- ②美浜駅または東美浜駅を始点または帰点としたJR切符であること。
- ③町税等に滞納がないこと。

#### 助成額

JR切符購入費の3分の2(限度額10,000円)を助成します。  
※助成は、1世帯1回限りとする。(子どもと別世帯の親族とが旅行した場合も1世帯とする)

#### 申請方法

- ①JR美浜駅で切符を購入した際に、JR美浜駅に備え付けの申請書兼請求書に販売証明を受けてください。
- ②親子旅行実施後20日以内に町企画政策課へ申請書兼請求書を提出してください。

### 回数乗車券の助成

#### □対象者

- ・町内に住所を有する方、または町内の事業所等に勤務する方
- ・町税等に滞納がない方

#### □条件

美浜駅で小浜線区間を利用する回数乗車券を購入した場合

#### □助成額

回数乗車券の10%  
※限度額は、1回の購入につき1人あたり1,000円

### 団体旅行の助成

#### □対象者

団体旅行助成の申請者が町内に住所を有していること、または町内の事業所等に勤務していること。

#### □条件

美浜駅で小浜線区間を利用する8人以上の団体切符を購入した場合

#### □助成額

JRの団体割引後の20%  
※限度額は、1人あたり片道400円

### 学生団体等の助成

町内の保育園・小学校・中学校の学校行事や部活動等で、JR小浜線区間の運賃を全額助成します。

#### ※お問い合わせ先

町企画政策課(担当:大道)

☎ 32-6701



# 始めませんか？

## 太陽光発電



### 現

在日本では、「再生可能エネルギー（自然エネルギー）」が脚光を浴びています。

その中で最も身近に利用できるのが太陽光発電です。太陽光発電はCO<sub>2</sub>の削減に役立ち、災害時の非常用電源としても利用が可能です。

今月号では、太陽光発電についてよく寄せられる質問にお答えします。参考にしていただき、太陽光発電の導入をご検討ください。

**Q1** 福井県の気象条件は、太陽光発電に向いていないのでは？

**A1** 財団法人日本気象協会が提供しているデータをもとに算出した全国各地の年間予想発電量によれば、東京都と福井市を比較した場合、東京都より4%程度少ないだけでした。

敦賀市では11%ほどの差が出ますが、決して太陽光発電に向いていません。



**Q2** 太陽光発電で作られた電気は、どのように使われるのですか？

**A2** 太陽光発電を設置すると、昼は発電した分をそのまま家の中で使うことができます。夜は発電しませんので、電力会社から電気を買うことになります。

また、昼間の発電量が使用量を上回った場合は、電力会社に売電することがができます。

**Q3** 何年で元が取れますか？

**A3** 平成23年の補助金及び余剰電力買取制度をもとに試算した場合、既築の住宅に設置すると16年、新築の場合は12年となっています。

ただし、発電量や家族構成によって異なりますので、販売店ですっきり確認することをおすすめします。

**Q4** CO<sub>2</sub>削減効果はどのくらいですか？

**A4** 4kWの太陽光発電が1年間に発電する量は4,000kWh程度となり、これによって1.4tのCO<sub>2</sub>が削減されます。

1世帯当たりの年間CO<sub>2</sub>排出量は5.4tですから、4分の1以上が削減できることとなります。

**Q5** メンテナンスフリー（発電設備の保守が不要）って本当ですか？

**A5** 天候や小動物の進入等、いろいろな原因で不具合が生じることがあります。発電量を毎月チェックし、異常がないか確認しなければなりません。

なお、メーカーによって異なりますが、一般的に設備機器の保証期間は10年程度となっています。



↑住宅の屋根に設置された太陽光発電設備

### 導入時の補助金制度をご活用ください

太陽光発電設備を設置する際には、国・県・町による補助制度があります。それぞれの補助額は次のとおりです。



国	県	町	計
30,000円/kW ↓ 35,000円/kW (対象設備の金額により補助額は変わります)	24,000円/kW	12,000円/kW	66,000円/kW ↓ 71,000円/kW (標準設備費用の約13~15%分に相当)

※お問い合わせ先

町住民環境課(担当・田村)

☎ 32-6703

# 美浜発電所の状況



今回の報告では、5月19日から6月18日までの美浜発電所の状況等についてお知らせします。

山口町長が議会原子力発電所特別委員会とともに美浜発電所の安全対策を確認

5月21日に、町役場で議会原子力発電所特別委員会が開催されました。

今回の委員会では、4月6日に国が決定した原子力発電所の再稼働にあたっての安全性に関する判断基準の内容、また、これまで取られてきた美浜発電所の安全対策の状況を確認するために開催され、当日は、北村議長と山口町長も同席しました。原子力安全・保安院と関西電力(株)から説明を受けた後、山口町長は、関西電力(株)に対し、「ハード面・ソフト面の安全対策は、国の基準を単に満足するだけでなく、加圧水型軽水炉の先駆け企業として、今後も企



↑美浜3号機タービン建屋で福島事故を踏まえた安全対策の実施状況を確認する山口町長

業努力として取り組んでいただきたい。」と強く求めました。

委員会終了後は、説明を受けた安全対策を確認するため、美浜発電所を訪問し、次の設備・機器を視察しました。

● 外部電源が喪失した場合に瞬時に起動し、冷却に必要な機器・設備に電力を供給する「非常用ディーゼル発電機」

● 非常用ディーゼル発電機を冷却するために備えている「海水ポンプ」

● 海水ポンプが浸水し、使用できなくなった場合に備え配備した「大容量海水ポンプ車」

● バックアップ電源として、海水による冷却を必要としない「空冷式非常用発電装置」



↑海拔17m以上の地点に配備した「空冷式非常用発電装置」

● 電源が喪失した場合でも、蒸気力で稼働し、蒸気発生器に冷却水を送る「タービン動補助給水ポンプ」

● 浸水対策として、高い水圧にも耐えられるように取り替えた「水密扉」

● 津波対策として造成工事が進む外海側の「防潮堤」(あご越え)

現地で山口町長は、発電所員の説明のもと、一つひとつ確認し、美浜発電所で講じられている安全対策がいずれも適切に進められていることを確認しました。

町では、今後も議会と連携しながら、美浜発電所の安全対策を確認していきます。



↑海水ポンプの代替として配備した「大容量海水ポンプ車」(通常は海拔32mの高台に配備)

美浜1号機

第25回定期検査中

(平成22年11月24日)

美浜2号機

第27回定期検査中

(平成23年12月18日)

美浜3号機

第25回定期検査中

(平成23年5月14日)